

## 新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵閣第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
<u>0303.82</u>	1. えいのひれ（又はえいの胸びれ）（ <i>Raja</i> 属のもの） (省 略)	<u>0303.79</u>	1. えいのひれ（又はえいの胸びれ）（ <i>Raja</i> 属のもの） (同 左)
<u>0604.90</u>	1. Wreath (省 略)	<u>0604.99</u>	1. Wreath (同 左)
<u>2403.19</u>	1. Non-aromatic cut tobacco (省 略) (削 除)	<u>2403.10</u>	1. Non-aromatic cut tobacco (同 左) <u>2. 水パイプたばこ</u> <p>本品は、たばこの葉、フルーツの香味付けをした糖蜜又は砂糖、グリセリン、芳香性抽出物及び芳香油の混合物から成る。この混合物は、水パイプで喫煙することを意図している（“hookah”、“shisha”、“narghile”、“Habliee Bablee”又は“pipe bowl”としても知られている。）。 <u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>
<u>2710.12</u> 又は <u>2710.19</u>	1. Oils graphited (省 略)	<u>2710.11</u> 又は <u>2710.19</u>	1. Oils graphited (同 左)
<u>3002.10</u>	6. Pegfilgrastim (INN) (N-(3-hydroxypropyl)methionyl colony-stimulating factor (human), 1-ether with $\alpha$ -methyl- $\omega$ -hydroxypoly (oxyethylene)) (省 略)	<u>3907.20</u>	3. Pegfilgrastim (INN) (N-(3-hydroxypropyl)methionyl colony-stimulating factor (human), 1-ether with $\alpha$ -methyl- $\omega$ -hydroxypoly (oxyethylene)) (同 左)
<u>3305.10</u>	2. シャンプー (省 略) 通則 1、30 類注 1 (e) 及び 33 類注 3 を適用	<u>3305.10</u>	2. シャンプー (同 左) 通則 1、30 類注 1 (d) 及び 33 類注 3 を適用

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
3305. 10	<p>（同 左）</p> <p><b>3. シャンプー</b></p> <p>（省 略）</p> <p>通則 1、30 類注 1 <u>（e）</u> 及び 33 類注 3 を適用</p> <p>（省 略）</p> <p>（削 除）</p>	3305. 10	<p>（同 左）</p> <p><b>3. シャンプー</b></p> <p>（同 左）</p> <p>通則 1、30 類注 1 <u>（d）</u> 及び 33 類注 3 を適用</p> <p>（同 左）</p>
3824. 90	<b>14. 乳化剤</b>	<u>3824. 90</u>	<p><b>14. 植物油又は動物油から誘導される長鎖脂肪酸のモノアルキルエステルの混合物（“バイオディーゼル”として知られる）</b></p> <p>再生可能なディーゼルエンジン用燃料であり、A S T M D 6751 の規格を満たす。植物油又は動物油に、触媒の存在下、メタノール及びエタノールのようなアルコールを反応（トランスエステル化）させることで得られ、副成するグリセリンは除去される。本品は燃料又は燃料の添加剤として使用される。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>
3824. 90	<b>15. 乳化剤</b>	3824. 90	<p><b>15. 乳化剤</b></p> <p>（同 左）</p>
3824. 90	<b>16. 修正テープ</b>	3824. 90	<p><b>16. 乳化剤</b></p> <p>（同 左）</p>
3824. 90	<b>17. 植物用の液体栄養調製品</b>	3824. 90	<p><b>17. 修正テープ</b></p> <p>（同 左）</p>
3824. 90	<b>18. 植物用の液体栄養調製品</b>	3824. 90	<p><b>18. 植物用の液体栄養調製品</b></p> <p>（同 左）</p>

## 新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
6702. 90	1. Bouquete  (省 略)  <u>0604. 90／1 参照</u>	6702. 90	1. Bouquete  (同 左)  <u>0604. 99／1 参照</u>
6702. 90	2. Small wreath  (省 略)  <u>0604. 90／1 参照</u>	6702. 90	2. Small wreath  (同 左)  <u>0604. 99／1 参照</u>
<u>7615. 10</u>	1. 使い捨てアルミニウムホイル容器  (省 略)	<u>7615. 19</u>	1. 使い捨てアルミニウムホイル容器  (同 左)
<u>8507. 50</u>	1. ニッケル・水素蓄電池  (省 略)	<u>8507. 80</u>	1. ニッケル・水素蓄電池  (同 左)
<u>9504. 50</u>	1. 小売用化粧箱に詰めて提示された機器  本品は、接続ケーブル付きのコントローラーモジュール、 <u>本機器</u> とオーディオ／ビデオ装置を接続するケーブル、電源ケーブルとともに小売用化粧箱に詰めて提示された <u>機器</u> である。CD-ROMが同梱される場合もある。 <u>この機器</u> は、次の <u>構成要素</u> を有する。  (省 略)  コントローラーモジュールのほか、 <u>本機器</u> には、標準キーボード、マウス、テレビジョン受像機、モニター又はプリンターのような種々の装置を接続できる。 <u>本機器内の</u> ドライブベイは、ハードディスクドライブ及びイーサネットアダプターを組むことができる。 <u>本機器</u> は次のことが可能である。  (省 略)	<u>9504. 10</u>	1. 小売用化粧箱に詰めて提示された機器（ <u>本体</u> ）  本品は、接続ケーブル付きのコントローラーモジュール、 <u>本体</u> とオーディオ／ビデオ装置を接続するケーブル、電源ケーブルとともに小売用化粧箱に詰めて提示された <u>機器（本体）</u> である。CD-ROMが同梱される場合もある。 <u>本体</u> は、次の <u>コンポーネント</u> を有する。  (同 左)  コントローラーモジュールのほか、 <u>本体</u> には標準キーボード、マウス、テレビジョン受像機、モニター又はプリンターのような種々の装置を接続できる。 <u>本体</u> にあるドライブベイは、ハードディスクドライブ及びイーサネットアダプターを組むことができる。 <u>本品</u> は次のことが可能である。  (同 左)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>通則 1 及び 6 を適用</p> <p><b>2. 小売用化粧箱に詰めて提示された機器</b></p> <p>9504. 50</p> <p>本品は、ワイヤレスゲームコントローラー、ブルーレイ／DVD／CD ドライブ用ワイヤレスリモートコントローラー、メモリーカードアダプター、電源ケーブル、<u>本機器</u>をオーディオ／ビデオ装置に接続するためのケーブル、USB ケーブル及び LAN ケーブルを揃えたものである。</p> <p><u>この機器は、次の構成要素を有する。</u></p> <p>（省 略）</p> <p>本品は、イーサネット (10BASE-T, 100BASE-TX, 1000BASE-T)、Wi-Fi (IEEE 802.11 b/g) 及び Bluetooth 2.0 の規格により通信できる。</p> <p>ワイヤレスコントローラーのほか、<u>本機器には</u>、USB 対応又はワイヤレスのキーボード若しくはマウス、テレビジョン受像機又はモニターのような種々の装置を接続できる。</p> <p><u>本機器は</u>次のことが可能である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ビデオゲーム専用ソフトウェアの処理</li> <li>－ブルーレイ、DVD 又は CD のデジタル情報から、テレビジョン受像機又はオーディオシステムにより再生されるビデオ／オーディオ信号への変換</li> <li>－Linux 又はその他の OS のプログラムの受け入れ</li> <li>－Linux によるエンドユーザー アプリケーション（電子メール、<u>文書処理</u>並びにインターネット及びグラフィックの閲覧を含む。）の実行</li> </ul> <p>（省 略）</p> <p>通則 1 及び 6 を適用</p>	<p>通則 1 <u>（第 16 部注 1 (p)）</u> 及び 6 を適用</p> <p><b>2. 小売用化粧箱に詰めて提示された機器 <u>（本体）</u></b></p> <p>9504. 10</p> <p>本品は、ワイヤレスゲームコントローラー、ブルーレイ／DVD／CD ドライブ用ワイヤレスリモートコントローラー、メモリーカードアダプター、電源ケーブル、<u>本体</u>をオーディオ／ビデオ装置に接続するためのケーブル、USB ケーブル及び LAN ケーブルを揃えたものである。</p> <p><u>本体</u>は、次の<u>コンポーネント</u>を有する。</p> <p>（同 左）</p> <p>本品は、イーサネット (10BASE-T, 100BASE-TX, 1000BASE-T)、Wi-Fi (IEEE 802.11 b/g) 及び Bluetooth 2.0 の規格で通信できる。</p> <p>ワイヤレスコントローラーのほか、<u>本体には</u> USB 対応又はワイヤレスのキーボード若しくはマウス、テレビジョン受像機又はモニターのような種々の装置を接続できる。</p> <p><u>本品は</u>次のことが可能である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ビデオゲーム専用ソフトウェアの処理</li> <li>－ブルーレイ、DVD 又は CD からのデジタル情報をビデオ／オーディオ信号に変換し、テレビジョン受像機又はオーディオシステムにより再生</li> <li>－Linux 又はその他の OS のプログラムの受け入れ</li> <li>－Linux によるエンドユーザー アプリケーション（電子メール、<u>文書処理</u>並びにインターネット及びグラフィックの閲覧を含む。）の実行</li> </ul> <p>（同 左）</p> <p>通則 1 <u>（第 16 部注 1 (p)）</u> 及び 6 を適用</p>